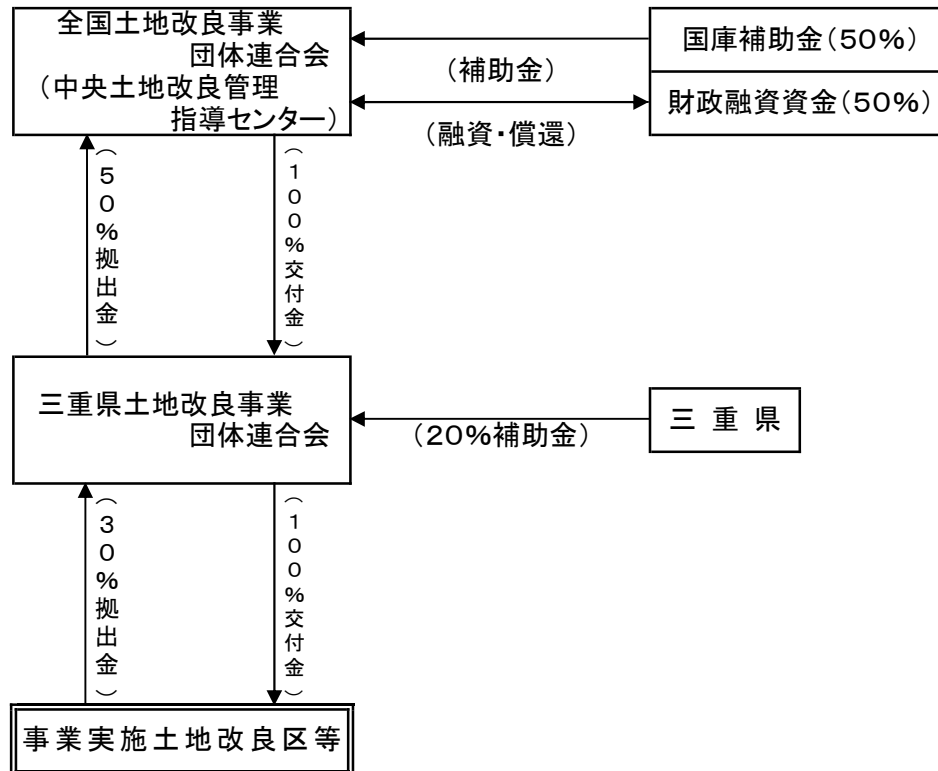


土地改良施設維持管理適正化事業の仕組み

防災減災機能等強化事業

資金造成



適正化事業の基準等

1、事業の目的

土地改良施設の適正な維持管理、機能保持及び耐用年数の確保を図るとともに、国土強靱化、脱炭素及びICTの有効活用に資する。

2、採択基準

- (1) 面積要件はありません。
- (2) 1地区当り事業費が1,000千円以上であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ①防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。
 - ②用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。
 - ③用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

3、事業主体

土地改良区、市町村及び農協等で当県土連の会員である者。

4、資金の拠出

- (1) 拠出金は加入事業費に対して事業費拠出金6%。事務費拠出金0.5%。利子拠出金(加入年度により算出)を5ヶ年継続して拠出するものとする。
- (2) 資金拠出者は拠出申込後5ヶ年変更なく毎年7月末日までに県土連に拠出しなければならない。